

2-7 さまざまな人権分野

— さまざまな差別・偏見の解消に向けて —

■ 施策の基本的方向（なごや人権施策基本方針の再掲）

主な施策	基本的方向
こころの健康づくりと自殺対策の推進	精神疾患は適切な治療により症状の安定や消失、回復が可能であるという認識を広め、こころの健康づくりを促進します。また、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかる「自殺の予防」、自殺のサインを見逃さず未然に防ぐ「自殺の防止」及び「自死遺族に対する支援」の3つの視点に立って、「いのちの支援なごやプラン」に基づく自殺対策を推進します。
ホームレスの自立支援	就労し自立したいと考えているホームレスや、住まいを失った失業者、ホームレスになることを余儀なくされるおそれがある方が生活を再建できるよう、宿所及び食事の提供、生活相談や健康相談、職業相談などの支援を進めるとともに、生活困窮者自立支援制度などの関係施策の周知に努めます。
感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進	HIV感染者等に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発を実施するとともに、感染症の発生予防のための情報提供や医療相談体制を充実させていきます。 また、ハンセン病に対する誤解や偏見、差別をなくし、正しい知識の普及のための人権教育・啓発活動や支援体制を充実します。
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等基本法と名古屋市犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、犯罪被害者等に対する支援を行います。
性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援	講演会や研修会などを通じて、性の多様性に関する市民の理解を促進するとともに、性的少数者に関する悩みや困りごとに対する相談や性自認及び性的指向に関して悩みや不安を抱える児童生徒への適切な配慮を実施するなど、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めます。
さまざまな人権課題に対する理解の促進	地域・学校などにおける人権教育、人権啓発等のさまざま機会を捉えては、これらの人権課題に対する市民の理解と認識の促進を図ります。

■ 事業および事業内容等

施策	事業名	事業概要	所管	再掲
こころの健康づくりと自殺対策の推進	保健センターにおけるこころの健康相談事業	各保健センターにおいて、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等を配置し、精神保健福祉に関する相談や訪問援助を行うほか、家族教室などのグループワーク、地域関係組織の育成援助や関係機関の連携強化を図るとともに、こころの健康づくりや精神障害に対する正しい知識の普及啓発を実施	健康福祉局	1-4 2-4
	精神保健福祉センターにおける啓発・相談・指導	市民のこころの健康づくりの推進や精神障害者の社会復帰・社会参加の促進をはかるため、精神保健福祉活動の中心的な施設である精神保健福祉センターにおいて、普及啓発や特定相談、ギャンブル等依存症からの回復支援プログラム、関係機関への技術援助などを実施		1-4 2-4
	自殺対策事業	「いのちの支援なごやプラン(名古屋市自殺対策総合計画)」に基づき、自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発等の「自殺の予防」、自殺の危険がある人のサインに気づき未然に防ぐ「自殺の防止」、「自死遺族に対する支援」の3つの視点から、総合的な自殺対策を推進		
ホームレスの自立支援	ホームレス援護施策推進本部による推進	ホームレスの方の自立に向けた援護施策を総合的かつ円滑に推進するため、ホームレス援護施策推進本部による全庁的な連携をはかりながら援護を実施	健康福祉局	
	住まいの確保と定着福祉施設への入所	住宅の確保と施設での福祉的援護をすすめるため、更生施設、宿所提供施設、簡易宿泊所、養護老人ホームなどへの入所を実施 ・更生施設2か所		
	住まいの確保と定着公営住宅の活用	安定した居住の場の確保をはかるため、市営住宅の優先入居制度の活用 ・支援事業により就労自立した者に対する市営住宅の提供(年間4戸)		

ホームレスの自立支援	住まいの確保と定着 民間住宅の活用	自立支援事業の利用者に対し、低廉な家賃の民間住宅の情報を提供して、入居の適否についての相談・助言を実施	健康福祉局	
	就労機会の確保 自立支援事業	自立支援事業 2 か所を運営し、宿泊・食事の提供、生活相談等を実施し、公共職業安定所との連携のもとで職業相談・あっせんを行い、就労による自立を支援 自立後の生活訓練を行う場として、民間アパートを借り上げて自立支援住宅（5戸）を実施		
	就労機会の確保 能力活用推進事業	自立支援事業において、仕事の情報収集・提供などを行う能力活用推進事業を実施 ・能力活用推進事業を行う職員を自立支援事業に配置し、仕事の情報収集・提供等を実施		
	心身の健康維持・回復 健康相談、健康診断の実施	自立支援事業で健康相談・健康診断を実施 ・2 か所で入所時および入所中の健康相談・健康診断を実施		
	心身の健康維持・回復 医療機関の確保、D O T S の実施	ホームレスの人が利用する医療機関を確保するとともに更生施設においてD O T S（直接服薬確認療法）を実施 ・更生施設においてD O T S（直接服薬確認療法）を実施 ・結核服薬支援を実施 ・診療・入院協力料支給事業 ・緊急ベッド確保事業 ・生活用品支給事業		
	相談・援護 社会福祉事務所における相談、巡回相談	社会福祉事務所におけるホームレスの人の相談窓口のほか、巡回相談を実施 ・社会福祉事務所での相談 ・保護援護生活相談員が公園等に出向き、生活相談等の実施		

ホームレスの自立支援	相談・援護 一時保護事業	自立支援事業の利用に向けての可否判定、生活保護適用の要否判定等を行うため、一定期間入所し、宿泊と食事を提供 再び住居のない状態に戻らないための相談支援を実施 ・一時保護所の運営 1か所 ・一時保護所経由でアパートを確保した者を対象に、民間事業者によるアフターフォローを実施	健康福祉局	
	民間団体等との連携・地域福祉	愛知労働局、愛知県および地元経済団体等との間で「ホームレス就業連絡会議」を設置し、就労支援対策について協議・検討 ・構成員：愛知労働局、愛知県、名古屋市、経済団体		
感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進	エイズ、ハンセン病等感染症に関する啓発	エイズに関する啓発として、地域・職域などにおける講習会の実施、パンフレット・リーフレットなどの作成・配布、インターネットバナー広告、地下鉄広告及び世界エイズデーに合わせた街頭キャンペーン等の実施	健康福祉局	
		ハンセン病に関する啓発等として、ウェブサイトなどへの記事掲載、リーフレットなどの配布による啓発、ハンセン病療養所慰問、福祉向市営住宅のあっせんの実施		
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等への支援	「犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置・運営、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした犯罪被害者等に対する支援を行う	スポーツ市民局	
	被害者サポートセンターあいちへの支援	犯罪の被害者およびその家族の精神的被害の回復・軽減のための活動を行う公益社団法人被害者サポートセンターあいちへの助成		

性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援	性の多様性についての意識啓発	誰もが性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現を目指し、多様な生き方に対する差別や偏見を解消し、正しい理解を広めるための意識啓発を実施	スポーツ市民局	
	セクシュアル・マイノリティ電話相談	セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の当事者や周りの方々が相談できる窓口を設置することで、当事者の生きづらさの解消や、セクシュアル・マイノリティへの正しい理解の促進を図る		1-4
	性的少数者に係る児童生徒への対応	文部科学省からの通知を参考にして、学校生活での各場面において、悩みや不安を抱える児童生徒への適切な配慮及び支援体制などを実施	教育委員会	
さまざまな人権課題に対する理解の促進	さまざまな人権課題についての人権啓発	なごや人権啓発センターにおける啓発事業、講演会やセミナーの開催、広報や啓発資料の配布などの機会を捉え、拉致問題等さまざまな人権課題を取り上げた人権啓発を実施	スポーツ市民局	
	さまざまな人権課題についての人権教育	さまざまな人権課題を取り上げた指導者用資料「人権教育の手引き」などを活用し、学校教育や社会教育の場において、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を実施	教育委員会	
	再犯防止推進モデル事業	法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」にかかる国庫委託金を活用し、犯罪をした者等を含め、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち、そして「市民を被害者にしない・加害者にさせない」安心・安全なまちの実現に向け、本市の再犯防止推進モデル事業の取組として、伴走型入口支援事業及び効果検証等を実施	スポーツ市民局	